

ID: 625

担当部署: 市民部 市民課 医療年金係

処分の概要	療養取扱機関の費用納付命令等		
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第65条第3項		
法令番号	昭和33年法律第192号		
<p>【基準】</p> <p>法第65条第3項の規定による。 (不正利得の徴収等)</p> <p>第65条</p> <p>3 市町村及び組合は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為によつて療養の給付に関する費用の支払又は第52条第3項(第52条の2第3項及び第53条第3項において準用する場合を含む。)若しくは第54条の2第5項の規定による支払を受けたときは、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 28 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 5 月 24 日